

改正

平成25年3月29日告示第76号

平成26年8月21日告示第191号

平成27年3月25日告示第55号

平成29年1月30日告示第11号

平成30年12月10日告示第258号

平成31年3月29日告示第85号

令和元年12月24日告示第337号

鶴ヶ島市難聴児補聴器購入費助成事業実施要綱

(目的)

第1条 この告示は、軽度又は中等度の難聴児に係る補聴器の購入費の一部を助成することにより、当該軽度又は中等度の難聴児の言語の習得、教育等における健全な発達を支援し、もって福祉の増進に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 軽度又は中等度の難聴児 両耳の聴力レベルが25デシベル以上で、身体障害者手帳の交付対象とならないものであって、補聴器の装用により、言語の習得等に一定の効果が期待できると医師が判断するもの
- (2) 補聴器購入費 新たに補聴器を購入する経費又は耐用年数経過後に補聴器を更新する経費
(対象者)

第3条 補聴器購入費の助成の対象者は、市内に住所を有する満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある軽度又は中等度の難聴児（以下「助成対象児童」という。）とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、助成対象児童としない。

- (1) 助成対象児童又はその属する世帯の世帯員のうち、いずれかの者について、助成金の交付を受けようとする月の属する年度（助成金の交付を受けようとする月が4月から6月までの間にあっては、前年度）分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割の額（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）第65条の3の規定に準じて計算された額を

いう。)が46万円以上であるもの。

- (2) 助成対象児童が労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)その他の法令の規定に基づき、補聴器購入費の助成を受けているもの。ただし、当該助成を受けて購入した日より別表に定める耐用年数が経過したとき、若しくは当該年数を経過する前に修理不能になったとき、又は災害その他助成対象児童の責任によらない事情により毀損等したときを除く。

(補聴器の種目)

第4条 助成の対象となる補聴器の種類は、別表のとおりとする。

(助成金の額等)

第5条 助成金の算定基礎となる額は、補聴器購入費と別表の1台当たりの基準価格欄に掲げる額の100分の106に相当する額(以下「交付基準額」という。)とを比較して少ない方の額とする。

- 2 補聴器は、装用効果の高い側の耳への片側装用を原則とし、教育、日常生活その他真に必要と認める場合に限り、両側に装用することができるものとする。その場合の助成金の算定基礎となる額は、左右の耳の補聴器購入費と交付基準額とを比較して少ない方の額とする。

- 3 助成金の交付額は、前2項に定める額の3分の2に相当する額(1円未満の端数は切り捨てる。)とする。

(交付申請)

第6条 助成金の交付を受けようとする助成対象児童の保護者(以下「申請者」という。)は、様式第1号の鶴ヶ島市難聴児補聴器購入費助成金交付申請書に、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第1項に規定する医師又は耳鼻科の診療を行なう医師が助成対象児童の聴力検査を実施した上で交付した様式第2号の鶴ヶ島市難聴児補聴器購入費助成金交付意見書(以下「意見書」という。)及び意見書の処方に基づき補聴器販売業者が作成した見積書を添えて、市長に申請するものとする。

(所得等審査)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、様式第3号の鶴ヶ島市難聴児補聴器調査書を作成し、交付の可否を審査するものとする。

(交付決定)

第8条 市長は、助成金の交付を決定したときは、様式第4号の鶴ヶ島市難聴児補聴器購入費助成金交付決定通知書(以下「決定通知書」という。)により申請者に通知し、併せて様式第5号の鶴ヶ島市難聴児補聴器給付券(以下「給付券」という。)を交付するものとする。

(申請の却下)

第9条 市長は、助成金の交付を行わないことを決定したときは、様式第6号の鶴ヶ島市難聴児補聴器購入費助成金交付申請却下通知書により申請者に通知するものとする。

(補聴器購入)

第10条 申請者は、決定通知書に記載された決定業者に給付券を提出し、補聴器を購入するものとする。

(費用の負担)

第11条 前条により補聴器を購入した申請者は、補聴器購入費の一部を直接決定業者に支払わなければならない。

(助成金の請求及び支払い)

第12条 決定業者は、様式第7号の代理受領に係る補聴器購入費助成金請求書兼委任状に給付券を添えて市長に請求するものとする。

2 市長は、前項の規定による請求があったときは、内容を審査の上、決定業者に助成金を支払うものとする。

(購入の条件)

第13条 第8条の規定により助成金の交付の決定を受けて購入した補聴器の更新に係る申請については、購入した日から別表に定める耐用年数を経過していない場合は助成の対象外とする。ただし、当該年数を経過する前に修理不能になったとき、又は災害その他助成対象児童の責任によらない事情により毀損等したときは、新たに必要と認める補聴器の購入費の一部を助成できるものとする。

(台帳の整備)

第14条 市長は、補聴器の交付の状況を明確にするため、様式第8号の鶴ヶ島市難聴児補聴器購入費助成台帳を整備するものとする。

(その他)

第15条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成24年8月1日から施行する。

附 則 (平成25年3月29日告示第76号)

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年8月21日告示第191号)

この告示は、平成26年8月21日から施行する。

附 則（平成27年 3 月25日告示第55号）

この告示は、平成27年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成29年 1 月30日告示第11号）

この告示は、平成29年 2 月 1 日から施行する。

附 則（平成30年12月10日告示第258号）

この告示は、平成30年12月10日から施行する。

附 則（平成31年 3 月29日告示第85号）

この告示は、平成31年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和元年12月24日告示第337号）

この告示は、令和元年12月24日から施行する。

別表（第 4 条関係）

補聴器の種類	1 台当たりの基 準価格	基準価格に含まれるもの	耐用年数
軽度・中等度難聴用ポケット型	43,200円	①補聴器本体(電池を含む。)②イヤモールド (注)イヤモールドを必要としない場合は、基準価格から9,000円を除く。	原則として5年
軽度・中等度難聴用耳掛け型	52,900円		
高度難聴用ポケット型	43,200円		
高度難聴用耳掛け型	52,900円		
重度難聴用ポケット型	64,800円		
重度難聴用耳掛け型	76,300円		
耳あな型(レディメイド)	96,000円		
耳あな型(オーダーメイド)	137,000円	補聴器本体(電池を含む。)	原則として5年
骨導式ポケット型	70,100円	①補聴器本体(電池を含む。)	
		②骨導レシーバー ③ヘッドバンド	
骨導式眼鏡型	127,200円	①補聴器本体(電池を含む。) ②平面レンズ (注)平面レンズを必要としない場合は、基準価格から1枚につき3,600円を除く。	

<p>FM型補聴器を必要とする場合は、基準価格の範囲内で必要な額を加算することができる。</p>	<p>①FM型受信機 80,000円 ②ワイヤレスマイク（充電池を含む。） 98,000円 ③オーディオチュー 5,000円 （注）ワイヤレスマイクは1台のみ。</p>	
--	--	--

様式第2号 (第6条関係)
 様式第2号 (第6条関係)

鶴ヶ島市難聴児補聴器購入費助成金交付意見書

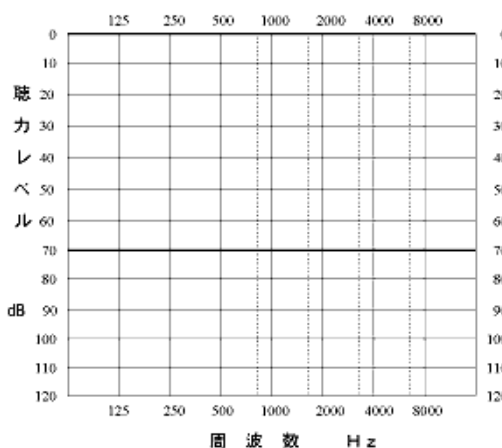
(軽度・中等度難聴児用)

氏名		年 月 日生 (歳)
住所	鶴ヶ島市	
疾病名		

1 難聴の状況及び所見

① 難聴の種類 (該当欄に○をつけてください)

	右	左
伝音性難聴		
感音性難聴		
混合性難聴		



② 鼓膜所見・その他

③ 聴力検査の結果

聴力 (平均聴力レベル)

右	d B
左	d B

話言葉による了解度

		右		左	
大声	耳介に接して	了	非	了	非
話声	耳介に接して	了	非	了	非
話声	40cm 離れて	了	非	了	非

2 必要と認める補聴器

(該当欄に○をつけ、使用効果等を記入してください)

補聴器	種類	右	左	使用効果見込み・適応理由
	軽度・中等度難聴用 ポケット型			
軽度・中等度難聴用 耳掛け型				
高度難聴用 ポケット型				
高度難聴用 耳掛け型				
重度難聴用 ポケット型				
重度難聴用 耳掛け型				
耳あな型 (レディメイド)				
耳あな型 (オーダーメイド)				
骨導式 ポケット型				
骨導式 眼鏡型				
イヤーマールド				
F M型補聴器				

(注) ①両耳装用を必要とする場合 ②耳あな型・骨導式の補聴器を適応する場合

③ F M型補聴器を必要とする場合

上記①②③の場合には、その理由を明記し、比較検査結果を添付してください。

その他の場合は使用効果見込みについて意見を付してください。

上記のとおり補聴器の支給について、意見を付します。

年 月 日

医療機関名
 所在地
 診療担当科
 医師名



様式第3号 (第7条関係)
 様式第3号 (第7条関係)

鶴ヶ島市難聴児補聴器調査書

申請受理年月日	年 月 日	申請受理番号	第	号		
申請者住所	鶴ヶ島市					
申請者氏名		電話番号				
対象児童氏名		生年月日				
世帯員状況	氏名	児童の続柄	年齢	市町村民税額 (年度)		備考
				所得割	均等割	
世帯区分	1 生活保護世帯 2 市町村民税非課税世帯 3 市町村民税課税世帯					
補聴器の使用状況	使用状況	補聴器：(有・無) 使用部位：右耳・左耳・両耳 使用開始年月(年 月) 種類：ポケット型・耳掛け型・耳あな型・骨導式・FM型補聴器 頻度：いつでも・必要に応じて(1日あたり6—7時間以上・4—5時間・2—3時間)				
	助成等の状況	助成等の有無 (有 ・ 無) 補聴器の種類：() 装用：片耳・両耳 回数： 回 難聴児補聴器購入費助成事業による助成 ・ 障害者総合支援法に基づく支給 その他 ()				
	今回の希望	ポケット型・耳掛け型・耳あな型・骨導式・FM型補聴器 ()				
補聴器の種類	基準額	見積額	利用者負担額	公費負担額		
上記のとおり確認しました。 年 月 日			調査者 職 氏名 ⑩			
備考						

様式第4号（第8条関係）
 様式第4号（第8条関係）

鶴ヶ島市難聴児補聴器購入費助成金交付決定通知書

第 年 月 号 日

様

鶴ヶ島市長

印

年 月 日付けで申請のありました補聴器購入費助成金の交付について、次のとおり決定しましたので通知します。

住 所	鶴ヶ島市		
フリガナ		フリガナ	
氏 名		保護者氏名	
生年月日	年 月 日	電話	
支給番号	第 号	交付決定日	
決定内容	補聴器の種類： 処 方：		
決定業者	名 称		
	所在地		
	電 話		
基準額	見積額	利用者負担額	公費負担額
円	円	円	円
備考			

様式第5号 (第8条関係)
 様式第5号 (第8条関係)

鶴ヶ島市難聴児補聴器給付券

支給番号		交付決定日	年	月	日
氏名		生年月日	年	月	日
住所	鶴ヶ島市				
保護者氏名		続柄			
補聴器の種類					
処方					
決定業者	名称				
	所在地				
	電話番号				
基準額	見積額	利用者負担額	公費負担額		
円	円	円	円		
上記のとおり決定する。					
年 月 日					
鶴ヶ島市長					印
受領	受領年月日	年 月 日	受領者氏名	◎	本人の係

様式第6号(第9条関係)
様式第6号(第9条関係)

鶴ヶ島市難聴児補聴器購入費助成金交付申請却下通知書

第 年 月 日
年 月 日

様

鶴ヶ島市長

印

年 月 日付けで申請がありました交付申請については、
下記の理由により却下することに決定しましたので、通知します。

記

却下の理由

様式第7号（第12条関係）
 様式第7号（第12条関係）

代理受領に係る補聴器購入費助成金請求書兼委任状

（宛先）鶴ヶ島市長

年 月 日付け 第 号で支給決定を受けた補聴器の引渡しを受け、
 次のとおり利用者負担額を支払いましたので補聴器購入費助成金を請求します。

なお、私が受けるべき助成金の請求及び受領の権限を下記の事業者に委任します。

補聴器価格（基準額）	円
利用者負担額	円
補聴器助成金請求額 （公費負担額）	円

年 月 日

請求者兼委任者 住所 _____
 （申請者） 氏名 _____ ㊞

上記補聴器購入費助成金の請求及び受領の権限を受任しました。
 なお、支払については、登録している口座に振り込んでください。

年 月 日

受任者 住所 _____
 （事業者） 名称 _____
 代表者職・氏名 _____ ㊞

振込口座	金融機関名	() 銀行・信用金庫・農協 () 本店・支店・支所
	預金種目 (該当を○で囲む)	1 普通 2 当座
	口座番号	
	(フリガナ) 口座名義	

